

第 8 3 回平塚市開発審査会 会議録

開催日時	平成 2 8 年 4 月 2 8 日 (木) 1 4 時 0 0 分から 1 5 時 3 0 分まで			
開催場所	本館 6 階 6 1 9 会議室			
出席者	委員	柳沢会長、杉崎会長職務代理、津田委員、石亀委員		
	処分庁	まちづくり政策部 難波部長 開発指導課 金子課長、相原担当長、菅間担当長、伊藤技師		
	関係機関及び関係課	国土交通省 関東地方整備局 京浜事務所 計画課 三浦課長、手島専門官、占用調整課 小針課長、長谷川専門官 みどり公園・水辺課 (全員その他案件のみ出席)		
	事務局	まちづくり政策部 まちづくり政策課 小野間課長、西山主査、加藤主任		
欠席者	委員	常盤委員		
会議公開の取扱い	公開	一部公開	非公開	傍聴人 0 名
議長	柳沢会長			
会議録署名委員	杉崎会長職務代理			
<p>会議内容</p> <p>1 開会</p> <p>事務局から出席委員数が委員数 5 人の過半数に達しているため平塚市開発審査会条例第 6 条第 2 項の規定により本審査会は成立する旨を報告。</p> <p>2 議事</p> <p>(1) 議案 1 建築物の用途変更に係る許可について (1 件)(提案基準第 2 0 号準用)</p> <p style="padding-left: 40px;">処分庁から案件概要説明</p>				

委員質疑

今回の許可によって、どのような権利を与えることになるのか。宅地分譲なども可能なのか。

処分庁回答

一身専属性の解除により、だれであっても、居住可能な建築物となります。ただし分割による宅地分譲は行えません。

委員質疑

所有権のない者が、申請をすることは可能なのか。

処分庁回答

通常、所有権のない者が、申請をすることはできません。ただし、個別の事案等の状況を検討して、対応が必要と判断される場合には、どのような対応が望ましいのか検討することが必要だと考えます。

以上のほか質疑等もないため本案件について承認してもよいかとの議長の問いに対して、委員全員が良いと回答し、承認するとの議長のまとめ。

3 その他

(1) 相模川下流部高水敷利用に係る築堤工事及び土地利用等について

平塚市開発審査会の会議・会議録の公開指針」の規定により、会議録は非公開とします。

4 閉会

以 上